

議 長 日程第4「議案第32号松田町地域福祉基金条例」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町地域福祉基金条例を別紙のように定める。平成28年3月30日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。松田町の地域における福祉事業の推進を目的とした松田町地域福祉基金を設置するために条例を制定したいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。2枚目をお開きください。このたび提案させていただきます松田町地域福祉基金条例は、7条からなる構成となっております。

第1条の設置でございますが、松田町の地域福祉の推進に資する事業の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松田町地域福祉基金を設置するものでございます。

第2条といたしまして、基金として積み立てる額は、その年度の一般会計歳入歳出予算で定める額といたしております。

第3条の管理、第4条の運用益金の処理、第5条の繰替運用につきましては、ほかの基金条例と同様の定めとなっております。

処分といたしましては、第6条に「基金は、地域福祉の推進に資する事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができる」といたしております。

第7条に委任事項を定めております。

最後に附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑はないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第32号松田町地域福祉基金条例は、産業厚生常任委員会へ付託しますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。それでは、産業厚生常任委員会での慎重なる審査をお願いいたします。